



申3号「業務委託駅における人身事故が発生した場合の現地責任者業務の委託範囲について」に関する申し入れ団体交渉を行う②

2. 水戸支社内における駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅及び「その管理エリア内の業務委託駅」を明らかにすること。

〈会社〉駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅は牛久駅である。「その管理エリア内の業務委託駅」は現時点で水戸支社と受託会社で調整中である。決定次第、教育や周知の期間を考え実施日を決定していく。

〈組合〉それについては別途提案するということか。

〈会社〉申し入れを受けており、議論の経緯があるので、必要なことはお伝えする。

〈組合〉今回の施策の対象駅は牛久駅ということははっきりしている。委託する側のJRの責任はあり、安全ということを基準に考えていく方向性は一致していると思う。この中身をいかに良いものにつくり上げていくのかという視点で申し込んでいるので、一致させながら進めていければと考える。

〈会社〉まだ施策内容が決定しているものではなく調整中である。水戸支社では対象は牛久駅である。認識を一致させ、進めていければと考える。

今回の施策を安全を基準に考え、良いものにつくり上げていくことを確認！

3. 泊体制をとっている業務委託駅の駅務責任者が「その管理エリア内の業務委託駅」に駆けつけた際の、業務体制の考え方を明らかにすること。

〈組合〉JR本体の責任で、業務委託駅の安全管理を行っているということでよいか。

〈会社〉委託駅の業務は委託会社が行うことになるが、JRとしての責任はある。

〈組合〉駆けつける体制について会社側の考えはあるか。

〈会社〉現地責任者業務を行う駅務責任者1人が駆けつけ、現地のJESS社員と連携するのが基本となると思うが、状況によって変わる。

〈組合〉現地責任者以外のJESS社員に対して、駆けつけることを想定した教育はしていないのではないかな。

〈会社〉牛久駅ではやっている。新たな業務に対しては、JESSで必要な教育をしていくことになる。ご指摘いただいた点は、JESSとも協議する。

〈組合〉駆けつけた際の牛久駅の体制はどうなるのか。

〈会社〉異常時なので、できる限りの体制となる。窓口を閉める場合もある。これまで通り、状況によりJR本体の管理駅や地区指導センターからも駆けつける。

新たな業務に対する教育、異常時の牛久駅の体制について確認！

③へ続く